

○四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

平成24年 5月21日告示第279号

平成24年10月31日告示第423号

改正 平成27年 3月20日告示第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制をはかることにより、河川等の浸水被害の軽減に寄与するとともに、水資源の有効利用を図るため、雨水貯留タンクを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雨水貯留タンク」とは、建物の雨どいにつないで屋根に降った雨水を一時的に貯留するための施設であって、市販されている貯留容量が80リットル以上のものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内の戸建住宅又は集合住宅に雨水貯留タンクを設置する者（借地人又は借家人の場合は、土地所有者又は建物所有者の同意を得ている者）

(2) 雨水貯留タンクを適切に維持管理できる者

(補助金の額等)

第4条 補助対象及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象	補助金の額
雨水貯留タンクの購入費（工事費及び諸経費を除く。）。ただし、1戸あたり1回限り、1基とする。	購入費の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、30,000円を超えないものとする。

2 前項の場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留タンク設置工事の着手前に雨水貯留タンク設置補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、補助金を交付すると決定した場合には雨水貯留タンク設置補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないと決定した場合には雨水貯留タンク設置補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、補助金交付申請内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には雨水貯留タンク設置補助金変更承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体における10パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による申請を承認すべきものと認め当該補助金の交付決定を変更した場合は、雨水貯留タンク設置補助金変更決定通知書(第5号様式)により当該補助対象者に通知する。

(一部改正〔平成24年告示423号〕)

(工事完了報告書の提出期限等)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月25日までのいずれか早い日までに、雨水貯留タンク設置工事完了報告書(第6号様式)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、雨水貯留タンク設置補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、雨水貯留タンク設置補助金交付請求書(第8号様式)による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(現地調査)

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて工事の施工状況等を現地において調査することができる。

(雨水貯留タンクの管理義務等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水貯留タンクを常に良好な状態を保つよう管理し、雨水の流出抑制及び有効利用の促進に努めなければならない。

2 市長は、必要に応じ、補助金の交付を受けた者に対し、当該雨水貯留タンクの利用状況について聴き取りを行うことができるものとし、補助金の交付を受けた者は、これに応じなければならない。

(補助金の評価)

第13条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年10月31日告示第423号)

附 則 (平成27年 3月20日告示第101号)

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

雨水貯留タンク設置補助金交付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
氏名
電話



年度において雨水貯留タンク設置工事を行なうため、四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

設置場所	四日市市
貯留タンクの貯留容量	貯留容量 リットル
交付申請額	円
工事予定期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日

また、設置した施設について、

- （1）設置目的に沿った機能を発揮するため、自己の責任において点検及び清掃等の維持管理を行います。
- （2）市が行なう施設設置後の状況調査及び助言、指導に協力します。

※ 添付書類

- （1）設置場所の案内図（住宅地図等）
- （2）配置平面図
- （3）見積書（販売店または工事店の押印があるもの）
- （4）施設設置前の現場写真
- （5）土地所有者または建物所有者の同意書（設置場所が借地・借家である場合）
- （6）その他、市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長



雨水貯留タンク設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、雨水貯留タンク設置補助金については、四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付を決定します。

記

1. 交付金額

金

円

2. 交付条件

雨水貯留タンクの維持管理は、申請書に記載のとおり補助対象者の責任において行うこと。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長



雨水貯留タンク設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、雨水貯留タンク設置補助金については、四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第6条第2項の規定のとおり、下記により不交付となりましたので通知します。

記

（理由）

第4号様式（第7条関係）

雨水貯留タンク設置補助金変更承認申請書

年 月 日

四日市市長

住 所
申請者
氏 名
電 話

印

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた、
年度雨水貯留タンク設置補助金について、申請内容を変更したいので、四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

設 置 場 所	四日市市
変 更 理 由	
変 更 内 容	

※ 添付書類

- (1) 設置場所の案内図（住宅地図等）
- (2) 配置平面図、断面図、構造図等の変更内容が分かるもの
- (3) 変更見積書（金額に変更がある場合。販売店または工事店の押印があるもの）
- (4) その他、変更内容があるもの

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長



雨水貯留タンク設置補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、年度雨水貯留タンク設置補助金については、四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により変更を承認し、下記のとおり通知します。

記

1. 交付金額

金 円

2. 交付条件

雨水貯留タンクの維持管理は、申請書に記載のとおり補助対象者の責任において行うこと。

第6号様式（第8条関係）

雨水貯留タンク設置工事完了報告書

年 月 日

四日市市長

住 所
申請者
氏 名 印

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた雨水貯留タンク設置工事が完了したので、四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

設 置 場 所	四日市市
貯留タンクの貯留容量	貯留容量 リットル
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

※ 添 付 書 類

- (1) 完了写真
- (2) 領収書の写し（販売店または工事店の押印のあるもの）
- (3) その他、市長が必要とする書類

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長



雨水貯留タンク設置補助金交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった、雨水貯留タンク設置補助金の額が確定したので、四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額	円
----------	---

第8号様式（第10条関係）

雨水貯留タンク設置補助金交付請求書

年 月 日

四日市市長

住 所
申請者
氏 名

印

年 月 日付 第 号で交付額の確定を受け

た雨水貯留タンク設置補助金について、四日市市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 金 円

振 込 先	銀 行 信用金庫 農 協 店
預 金 種 目	普 通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	

- 第 1 号様式 (第 5 条関係)
- 第 2 号様式 (第 6 条関係)
- 第 3 号様式 (第 6 条関係)
- 第 4 号様式 (第 7 条関係)
- 第 5 号様式 (第 7 条関係)
- 第 6 号様式 (第 8 条関係)
- 第 7 号様式 (第 9 条関係)
- 第 8 号様式 (第 1 0 条関係)